

市内商店街に出店をお考えの方へ

空き店舗活用促進事業補助金

東大阪市内の商店街の空き店舗で、新たに開業される方に対する補助金の申請受付を開始します。補助金の活用には、諸条件がありますので、申請をお考えの方は事前に商業課にご連絡ください。

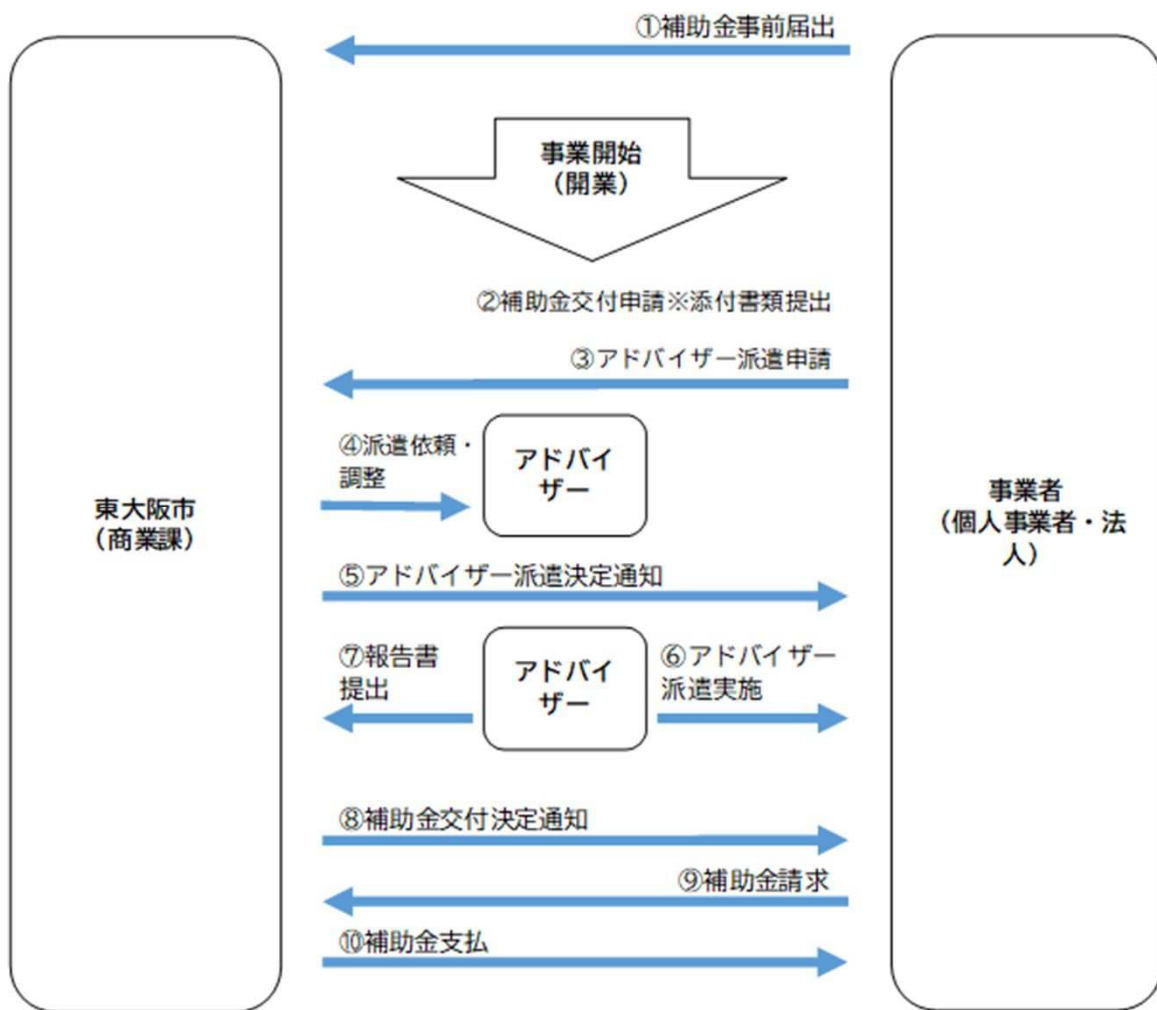
申請期間	令和8年5月1日（金）～令和9年2月19日（金）（申請先着順）
補助対象事業者	空き店舗を活用して、店舗の開設を予定している個人創業者・事業者（個人及び法人）
補助金額	補助対象経費の2分の1または80万円のいずれか低い額（ただし、備品に係る補助金の額は、当該経費の2分の1、20万円を上限とする。）
補助対象経費	補助対象経費は店舗の開設にかかる改装費または備品。消耗品、使い捨て備品その他一時的な使用を目的とする物品（個人用備品を含む。）に係る購入経費は対象外。
対象事業	<ul style="list-style-type: none">・織物、衣服、身の回り品や飲食料品、機械器具などの小売業・飲食店・持ち帰り、配達飲食サービス業・洗濯、理容、美容業・教育、学習支援業・医療業など <p>※市内商店街の空き店舗に限ります。 （商店街内の店舗かどうかは事前にご相談ください。） ※店舗開業前で、かつ改装工事着手前に事前届が必要です。 ※その他補助要件等詳細については市ウェブサイトに掲載します。</p>



【お問い合わせ先】

東大阪市都市魅力産業スポーツ部商業課
TEL 06-4309-3176 FAX 06-4309-3846
Mail:shogyo@city.higashiosaka.lg.jp

補助金申請の流れ



確認チェックシート

※下記全ての項目に該当する場合は支援対象の可能性あり

- 店舗開設予定地が、東大阪市内の商店街の範囲内にある空き店舗 (おおむね3カ月以上空き店舗の状態) で、通りに面した物件である
- 空き店舗を改装して、新しく店舗を開設する
- 活用する空き店舗は、賃貸借物件である
- 始める事業の業種が、小売業や飲食業などである (詳細は市ウェブサイト参照)
- 今まで事業を営んでいない新規創業の方は、事業を始めるにあたり、金融機関からの融資を受ける予定がある
- 新たに始めるお店について、週5日以上かつ1日6時間以上の営業を考えている
- 新たに始める事業に必要な資格等を有している
- 市税を滞納していない